

岩内町港湾施設使用料

繫船岸壁使用料

(1) 地元船

区分		使用料			
		改正前		改正後	
		年決め	月決め	年決め	月決め
動力船	登録トン数5トン未満	円 2,060	円 410	円 3,300	円 660
	〃 10トン未満	2,570	510	4,120	820
	〃 15トン未満	3,090	610	4,950	990
	〃 20トン未満	4,120	820	6,160	1,230
	〃 30トン未満	6,180	1,230	9,240	1,840
	〃 40トン未満	6,690	1,330	10,010	2,000
	〃 50トン未満	7,210	1,440	10,780	2,150
	〃 50トン以上 100トン未満	8,240	1,640	12,320	2,460
	〃 100トン以上	10,300	2,060	15,400	3,080
舳		2,060	410	3,300	660

(2) 外来船

区分		使用料	
		改正前	改正後
漁船	総トン数30トン未満 1月につき	円 309 00	円 660 00
	〃 30トン以上	515 00	1,100 00
	〃		
貨物船	外航船 総トン数1トンにつき 一繫船時	7 00	7 00
	その他	7 21	7 70
泊神恵内に船籍を 有する船舶	総トン数20トン未満 1年につき	1,030 00	1,650 00
	〃 20トン以上	2,060 00	3,300 00
	〃		

## (3) その他

区分		使用料	
		改正前	改正後
作業用船舶	総トン数200トン未満1隻 1月までごとに	円 2,060 00	円 3,300 00
	〃 500トン未満1隻 1月〃	3,605 00	5,390 00
	〃 500トン以上1隻 1月〃	5,150 00	7,700 00
その他の船艇	総トン数20トン未満1隻 1月までごとに	1,545 00	2,475 00
	〃 20トン以上1隻 1月〃	2,575 00	4,125 00
貨客船	総トン数1トンにつき一繋船 時	7 21	7 70

## 物揚場等使用料

種別	区分	使用料	
		改正前	改正後
物揚場使用料	1 平方メートルにつき 15日まで1日につき	円 1 03	円 1 10
	15日を超えて1日を 増すごとに	2 06	2 20
船揚場使用料	1 平方メートルにつき月額	6 18	6 60
埠頭占用料	1 平方メートルにつき月額	24 00	24 00
埋立地使用料	1 平方メートルにつき月額	12 00	12 00
水域占用料	1 平方メートルにつき月額	2 00	2 00
海浜地使用料	1 平方メートルにつき月額	1 00	1 00
土砂採取料	1 立方メートルにつき	33 99	36 30
動力施設使用料	1 使用時間4時間までご とにつき	309 00	330 00
	2 1のほか積算電力計に 表示された電灯及び電力 の料金は、岩内町が契約		

	する小売電気事業者の定める使用料に応じて徴収する。				
野積場使用料	1 平方メートルにつき月額	30	90	33	00
工事許可手数料	1 件につき	2,000	00	2,000	00
臨港道路占用料	岩内町道路占用料徴収条例（昭和 3 3 年岩内町条例第 1 0 号）を準用する。				

物揚場等使用料（使用面積が30,000㎡以上、使用期間が1年を超える場合）

種別	区分	使用料	
		改正前	改正後
物揚場使用料	1 平方メートルにつき月額	円 123	円 132
		60	00
船揚場使用料	1 平方メートルにつき月額	12	13
		36	20
埠頭占用料	1 平方メートルにつき月額	48	48
		00	00
埋立地使用料	1 平方メートルにつき月額	24	24
		00	00
水域占用料	1 平方メートルにつき月額	4	4
		00	00
海浜地使用料	1 平方メートルにつき月額	2	2
		00	00
野積場使用料	1 平方メートルにつき月額	61	66
		80	00